



有機農業・野菜の 栃木県内栽培マニュアル

— 篤農家の優良事例と科学的な解明 —



令和 4(2022)年 2 月

栃木県

はじめに

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものである。また、近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものです。

我が国では、有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律（以下、「有機農業推進法」という。）」が平成 18 年に成立し、これに基づき、農林水産省は、有機農業の各種の関連施策を総合的かつ計画的に講じるため「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という）を策定しました（令和 2（2020）年改定）。

本県では、有機農業推進法及び基本方針に基づき、栃木県有機農業推進計画を策定し（3 期計画：令和 3（2021）年 3 月）、有機農業者の取組の発展を支援するとともに、消費者への情報発信を強化し本県産有機食品の消費拡大を図ることとしています。

基本方針の中で、都道府県に求められている技術の開発については、「有機農業で実践されている様々な技術の科学的な解明に取り組み、これらの技術を組み合わせること等により、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立すること」等とされています。これに基づき、本県農業試験場では、2017 年から 2020 年にかけて野菜の有機栽培を対象として、県内の篤農家の事例を調査し、また、その篤農家の技術を農業試験場のほ場で再現する試験を行いました。このマニュアルは、その調査結果と栽培試験結果をとりまとめたものです。

本試験の調査では、那須烏山市の戸松正行氏に多大な御協力をいただきました。ここに記して謝意を表します。

令和 3 年 5 月に農林水産省は、我が国の食料・農林水産業において、SDGs や環境を重視する動きに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築するため「みどりの食料システム戦略」を策定しました。その取組の一つとして、「耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 2050 年までに 25%（100 万 ha）に拡大する」ことを目標としています。

この「みどりの食料システム戦略」で示された目標に向かって、新たに有機農業を始める生産者の方に、このマニュアルが参考となり、県内有機農業の普及の一助になれば幸いです。